

第1章 計画策定に当たって

計画策定の趣旨、計画の対象・性格・期間

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

子どもや子どものいる家庭の状況、教育・保育施設の状況  
ニーズ調査結果等に基づく今後の課題

第3章 計画の基本理念等

基本理念、基本方針、施策体系、計画フレーム

第4章 教育・保育と子ども・子育て支援の充実

教育・保育提供区域の設定

教育・保育の量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保  
など

第5章 次世代育成支援対策行動計画

第6章 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組

第7章 計画の推進に向けて

推進の体制、計画の達成状況の点検及び評価

資料編

## 子ども・子育て支援事業計画のイメージ

### ○ 基本的記載事項として

・幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」  
「実施時期」を記載

○ 任意的記載事項として社会的擁護等に係る支援との連携やワーク・ライフバランスに係る施策との連携等も記載

### 必須記載事項

#### ○ 区域の設定

○ 各年度における学校教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保の  
内容及び実施時期

○ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

## 任意記載事項

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携。
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との  
連携

## 計画のポイント

### 《量の見込み》

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について「現在の利用状況+利用希望を踏まえて記載 ⇒ 住民の利用希望の把握が前提

### 《確保の内容・実施時期》

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(幼稚園、保育所等)、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、整備が必要・

## 基本方針の改正方針案について

- (1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
- (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
- (3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正
  - ① 幼児教育・保育の質の向上

市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること
  - ② 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。
  - ③ 海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、必要な支援を行うこと。
- (4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う追記。
  - ① 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

# 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について

## 次世代育成支援対策推進法の趣旨

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

- 指針では、市町村等は、前期計画に係る必要な見直しを2019年度までに行った上で2020年度から2024年度を期間とする後期計画を策定することが望ましいとされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するにあたり、2015年度以降の関連施策の動向の反映を中心に、指針の見直しを行う。
- なお、多くの市町村等で、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定されている。

### 具体的な改正事項

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知)の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加

- 平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- 医療的ケア児に関する記載の追加
- 登下校防犯プラン(平成30年6月22日関係閣僚会議決定)や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(令和元年6月18日関係閣僚会議決定)に関する記載の追加
- 住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

# 參考資料

## 新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、**放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進**するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

### 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備
- 全ての小学校区で、両事業（放課後児童クラブ・放課後子供教室）一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。
- 両事業（放課後児童クラブ・放課後子供教室）を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

## 国全体の目標

- ① 放課後児童クラブについて、2021 年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019 年度から2023 年度までの5年間で約30 万人分の整備を図る。
- ② 全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、引き続き1万か所以上で実施することを目指す。
- ③ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。
- ④ 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨各放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等<sup>7</sup>

## 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

### 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

## 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

## 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、  
弁護士<sup>1</sup>の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

#### 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

# 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)について

## 改正の背景

- 市町村計画の作成に関する事項について、令和2年度を始期とする第2期計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日公表)の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正を行う。
- そのほか、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正を行う。

## 改正の内容

### (1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子

供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。

・目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して地域における女性就業率の動向をも配慮すること。

## (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

### ① 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」

・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。

・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。

## ② 社会的養育の充実について

平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」に基づき、策定すること。

### (3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

#### ・幼児教育・保育の質の向上

市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等

・児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。

・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。

・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項及び、都道府県計画の作成に関する基本的記載事項に追加すること。

・地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。